

第 1 回	課長	班長	合 議	主務	第 2 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				
第 3 回	課長	班長	合 議	主務	第 4 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				
第 5 回	課長	班長	合 議	主務	第 6 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				

別紙-1

「 施 工 プ ロ セ ス 」 の チェ ッ ク リ ス ト

工 事 名	工 期			施 工 業 者	所 属	監 督 員 名	
	当初	年 月 日 から				当初	
		年 月 日 まで					
	変更	年 月 日 まで				変更	

「施工プロセス」チェックリストには、共通仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に実施されているかを監督員が確認する。

用語の定義	契約後：当初契約後	変更後：工期内に行う契約変更後	完成時：工事完成時	着手前：工事着手前
	検査時：完成検査	当初：当初施工計画書	変更時：技術者変更時、施工計画書変更時	

考 査 項 目	種 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表	チ ェ ッ ク 欄				備 考 (指示事項及びその是正状況等)			
				着 手 前	施 工 中				完 成 時		
1 施 工 体 制 一 般	I 施 工 体 制 一 般	○契約工程表	01・契約締結の7日以内に契約工程表が提出された。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／			
		○工事カルテ	02・工事カルテの申請登録は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。(請負額500万円以上対象工事)	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
		○建設業退職金共済制度等	06・掛金収納書(発注者用)が契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式の場合は40日以内)に提出された。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	電子申請方式に伴う追記	
			07・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			08・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			09・建設業退職金共済証紙の配布が受け払い簿(電子申請方式の場合は掛金充当書)等により適切に管理されている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	電子申請方式に伴う追記	
			10・施工体制台帳	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			11・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			12・施工体制台帳に、下請との権限及び意見について申出方法等が記載されている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			○施工体系図	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			13・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			14・施工体系図に記載のない業者が作業していない。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			15・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			16・元請負人が下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等と共によく指導している。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／		
			○建設業許可標識	17・建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和3年8月15日適用)

種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チエック欄					備考 (指示事項及びその是正状況等)		
			着手前	施工中					完成時	
1 施工体制	II 配置技術者 /現場代理人・監理・主任技術者	○現場代理人 18・現場代理人は現場に常駐し、工事全体の把握ができています。	／	／	／	／	／	／	／	
			□	□	□	□	□	□		□
		19・現場代理人は監督員との連絡調整を書面で行っている。	／	／	／	／	／	／	／	／
			□	□	□	□	□	□	□	
		○専門技術者 20・専門技術者を配置している。	／	／	／	／	／	／	／	／
			□	□	□	□	□	□	□	
	○作業主任者 21・作業主任者を選任し、配置している。	／	／	／	／	／	／	／	／	
		□	□	□	□	□	□	□		
	○潜水作業従事者 22・潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾工事)	／	／	／	／	／	／	／	／	
		□	□	□	□	□	□	□		
	○海上起重作業船団長 23・海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾工事)	／	／	／	／	／	／	／	／	
		□	□	□	□	□	□	□		
○監理技術者 (特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐)又は主任技術者の専任制 (※1)特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐についても確認する。	24・JCIS又はCORINSで資格者証情報を確認した。※JCIS又はCORINSにて確認できない場合は資格者証等の写しにて内容を確認した。	／	／	／	／	／	／	／		
		□	□	□	□	□	□		□	
	25・届に記載された監理技術者(主任技術者)等と施工体制台帳に記載された監理技術者(主任技術者)等が同一であった。(※1)	／	／	／	／	／	／	／	／	
		□	□	□	□	□	□	□		
26・現場に常駐していた。(専任を要する場合)	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			
27・施工計画や工事に係る工程技術的事項を把握し、主体的にわっていた。	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			
28・施工に先立ち、創意工夫、は提案をもって工事を進めている。	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			
○下請者の把握 30・下請負者が県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等 31・約款第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。	／	／	／	／	／	／	／	
			□	□	□	□	□	□		□
		32・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出した。	／	／	／	／	／	／	／	／
			□	□	□	□	□	□	□	
		○施工計画書 33・契約後30日以内、かつ、施工(変更を含む)に先立ち、提出した。	／	／	／	／	／	／	／	／
			□	□	□	□	□	□	□	
	34・記載内容(作業手順等)と現場施工方法が一致している。	／	／	／	／	／	／	／	／	
		□	□	□	□	□	□	□		
	35・記載内容(作業手順等)と現場施工体制が一致している。	／	／	／	／	／	／	／	／	
		□	□	□	□	□	□	□		
	36・記載内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映している。	／	／	／	／	／	／	／	／	
		□	□	□	□	□	□	□		
○施工管理・工事材料管理 ・出来形、品質管理 ・イメージアップ 40・現場でのイメージアップを積極的に取り組んでいる。	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			
37・工事材料等の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			
38・品質確保のための対策が見られる。	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			
39・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			
40・現場でのイメージアップを積極的に取り組んでいる。	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□			

**建設業法第26条の改正
(監理技術者の専任の緩和)に伴い
追記**

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和3年8月15日適用)